

平成 25 年 5 月 28 日
内閣府地方分権改革推進室

国から地方への事務・権限の移譲等に関する 各府省の回答の概要等

- 平成 25 年 4 月 16 日付けで各府省に依頼した検討の回答の概要を取りまとめたもの
- 検討対象は、
 - 平成 21 年の「出先機関改革に係る工程表」（地方分権改革推進本部決定）で見直すとされた事務・権限のうち、地方への移譲その他国と地方の役割分担の見直しに関するもの
 - 平成 22 年の各府省の見直しで地方に移譲するとされたもの
 - 平成 23 年に全国知事会が特に移譲を要望した 3 分野の事務・権限等
 - ①～③の他、各府省が移譲等の検討を行ったもの
- 回答では、下表のとおり、措置済みの事項を除く約 100 事項のうち 8 割が今後移譲等の見直しを行うとされている。

【各府省の回答（区分表）】

事務・権限の 事項数	区 分				
	A (地方自治体へ移譲するもの)		B (移譲以外の見直しを行うもの)	C (国に残すもの)	D (既に必要な措置が取られているもの)
	a (全国一律・一斉に移譲するもの)	b (個々の地方自治体の発意に応じ選択的に移譲するもの)			
126	55	17	8	21	29

(注) 事務・権限の事項数は、平成 22 年見直し時の事項をベースに整理している。また、一の事項で複数の区分が示されているものがあるため、事務・権限の事項数と区分の合計数とは一致しない。

- 今後、精査を行い、有識者会議等での議論を経て、移譲等の対象とする事務・権限について、地方分権改革推進本部において、夏頃を目途に一定の結論を出すことを目指す。

※ 各府省の回答については、参考資料（事務・権限移譲等検討シート）をご覧ください。